

第2章

# IFRS 18号関連修正、超インフレ表示通貨 今第1四半期から早期適用 可能な基準の概要

【この章のエッセンス】

● IFRS 18号による結果的修正によって、IAS 33号「株当たり利益」、IAS 7号「キャッシュ・フロー計算書」が修正されている。

● 超インフレの表示通貨への換算が公表され、超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への財務情報の換算に関するIAS 21号の規定を改訂している。

IFRS 18号「財務諸表における表示及び開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、IAS 1号「財務諸表の表示」を置き換える新基準として、企業は適用に向けて準備を進めている状況である。本章では、IFRS 18

号によって修正されたその他の基準書の概要とIFRS 18号に定められた経過措置について簡単に触れることとする。

また、IASBは2025年11月に、IAS 21号「外国為替レート変動の影響」の改訂を公表し本改訂も2027年1月1日から強制適用される。

## IFRS 18号の適用に伴う修正および適用上の経過措置

### (1) IAS 7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂

現行のIAS 7号では、キャッシュ・フロー計算書を直接法または間接法で作成することが認められて

いる。IFRS 18号の適用とともに改訂後のIAS 7号が発効した後も両方法が認められているが（IAS 7号18項）、間接法で作成する場合は営業損益を出発点として作成するため（IAS 7号20項）、多くの企業に影響があるものと思われる。

また、支払配当金、受取配当金、支払利息および受取利息については、現行の基準で認められている営業活動、投資活動、財務活動へのキャッシュ・フロー区分の選択が認められなくなり、単一の区分に各項目のキャッシュ・フロー合計を表示することになる（図表3参照）（IAS 7号33A項、IAS 7号34A項）。資産へ投資するまたは顧客へファイナンスを提供するという特定の主要な事業活動（MBA）を有している企業は、受取配当金、受取利息および

び支払利息を損益計算書における関連する収益および費用の分類に従って区分することになる。MBAを有する企業が配当収益、利息収益および利息費用のそれぞれを損益計算書の複数の区分に分類することを要求される場合がある。そのような場合、

（図表3） キャッシュ・フロー区分の改正点

キャッシュ・フロー項目	IAS7号の改訂前の分類	IAS7号の改訂後の分類	
		特定の主要な事業活動を有していない企業	特定の主要な事業活動を有している企業
受取利息	営業または投資	投資	各種類のキャッシュ・フローの合計に対応する単一の区分 <sup>(*)</sup> 営業、投資または財務
支払利息	営業または財務	財務	
受取配当金	営業または投資	投資	
支払配当金	営業または財務	財務	財務

(\*) 特定の主要な事業を有する企業に関するこれらの種類のキャッシュ・フローの分類は、純損益計算書において関連する収益および費用がどのように分類されるかに影響される。  
(出所) EY「Applying IFRS: IFRS 第18号『財務諸表における表示及び開示』2025年7月版」